

入間市建設工事前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づき市が行う前金払（以下「前金払」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる工事等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一件の請負契約に係る契約金額（以下「請負契約額」という。）が500万円以上の建設工事
- (2) 一件の業務委託契約に係る契約金額（以下「委託契約額」という。）が300万円以上の建設工事に関する設計、調査又は測量業務

2 前金払による前払金は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項に規定する材料費等に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることができる。

(前金払の金額等)

第3条 前金払（第5条の中間前金払を除く。以下この条及び次条において同じ。）をすることができる金額は、次の各号に定めるものとし、10万円未満の端数は、切り捨てる。

- (1) 前条第1項第1号に掲げるもの 請負契約額の10分の4以内の額
- (2) 前条第1項第2号に掲げるもの 委託契約額の10分の3以内の額

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に基づく2年以上にわたる契約の前金払は、各会計年度の年割額に相当する部分の金額に対して行うものとする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の前金払は、契約締結当初の請負契約額又は委託契約額に対して行うものとする。

(前払金の請求)

第4条 前金払により支払を受けようとする者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、当該工事請負契約又は業務委託契約において定めた工事完成期限又は履行期限（継続費等に基づく2年以上にわたる契約の場合にあっては、請求する前払金に係る出

来高の予定額の完成期限又は履行期限）を保証期限とする保証契約を締結した上で、前払金請求書（様式第1号）に当該保証契約に係る保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、審査の上、当該請求書を受理した日から14日（入間市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除いて14日とする。）以内に、前払金を支払うものとする。

（中間前金払の対象）

第5条 当初の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の対象となる工事は、第2条第1項第1号に掲げる工事であって、かつ、工期が60日を超えるものとする。

- 2 中間前金払は、次の要件を全て満たしているときに行うことができるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負契約額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前払金が支出済みであること。

- 3 前項の規定にかかわらず、継続費等に基づく2年以上にわたる契約の中間前金払については、次の要件を全て満たしているときに行うことができるものとする。

- (1) 当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該会計年度の当該工事に係る作業に要する経費が当該会計年度の年割額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前払金が支出済みであること。

- 4 中間前金払による中間前払金は、地方自治法施行規則附則第3条第1項に規定する材料費等に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることができない。

（中間前金払の金額等）

第6条 中間前金払をすることができる金額は、一件の請負契約額の10分の2以内の額とし、

10 万円未満の端数は、切り捨てる。

2 継続費等に基づく2年以上にわたる契約の中間前金払は、各会計年度の年割額に相当する部分の金額に対して行うものとする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の中間前金払は、契約締結当初の請負契約額に対して行うものとする。

（中間前金払と部分払の選択）

第7条 入間市契約規則（平成14年規則第31号）第33条の規定による部分払を行うことができる建設工事（継続費等に基づく2年以上にわたる契約に係るものに限る。）において、中間前金払により支払を受けようとする者は、契約締結時に、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を受けることができるものとする。

（中間前金払の認定申出）

第8条 中間前金払により支払を受けようとする者は、当該工事につき、中間前金払の認定に係る申出書（様式第3号）に工事履行報告書（様式第4号）及び工程表を添えて市長に提出し、その認定を受けなければならない。

（中間前金払の認定）

第9条 市長は、前条の規定による申出があったときは、審査し、中間前金払による支払の可否を決定し、原則として7日（休日を除いて7日とする。）以内に、中間前金払の認定に係る通知書（様式第5号）により、申出者に通知するものとする。

（中間前払金の請求）

第10条 前条の規定により当該工事について中間前金払の認定を受けた者は、中間前金払により支払を受けようとするときは、保証事業会社と、当該工事請負契約において定めた工事完成期限（継続費等に基づく2年以上にわたる契約の場合にあっては、請求する中間前払金に係る出来高の予定額の完成期限）を保証期限とする中間前払金に関する保証契約を締結した上で、中間前払金請求書（様式第6号）に当該保証契約に係る保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、審査の上、当該請求書を受理した日か

ら14日（休日を除いて14日とする。）以内に、中間前払金を支払うものとする。

（前払金の額の変更）

第11条 市長は、前払金（中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）を支払った後に、契約内容の変更により請負契約額又は委託契約額が著しく増額されたと認める場合においては、当該増額後の請負契約額又は委託契約額について第3条第1項の規定により計算した前払金の額から既に支払った前払金の額を差し引いた額の範囲内で、前払金を追加して支払うことができる。この場合において、前払金の支払を追加して受けようとする者は、既に支払を受けた前払金に係る保証事業会社との保証契約を変更した上で、前払金（中間前払金）追加請求書（様式第7号）に当該変更後の保証契約に係る保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前払金の支払を受けた者は、第3条及び第6条の規定にかかわらず、契約内容の変更により請負契約額又は委託契約額が著しく減額されたと認められる場合において、既に支払を受けた前払金の額が減額後の請負契約額又は委託契約額の10分の5（中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、請負契約額又は委託契約額が減額された日から30日以内（当該30日以内の期限の日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日まで）に、当該超過額を返還しなければならない。ただし、当該超過額が相当の額に達し、返還することが困難であると認められるときは、市長と当該返還すべき者とが協議して、返還すべき金額を減額することができる。

3 市長は、前項の規定により超過額を返還すべき者が、同項の期間内に当該超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、当該期間を経過した日から返還する日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前払金の返還）

第12条 前払金の支払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 第2条第2項又は第5条第4項の規定に違反したと認められるとき。
- (2) 当該工事又は業務委託に係る契約が解除されたとき。
- (3) 当該支払を受けた者の責めに帰すべき理由によって、当該工事又は業務委託に係る契

約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。

(4) 当該前払金に係る保証事業会社との保証契約が解除されたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により前払金を返還すべき者に対し、その旨を通知するとともに、当該者が当該通知を受けた日から30日以内（当該30日以内の期限の日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日まで）に当該返還すべき額を返還しなかったときは、その未返還額につき、当該期間を経過した日から返還する日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に行った公告又は指名通知に係る契約について適用し、同日前に行った公告又は指名通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の入間市建設工事前金払取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行った公告又は指名通知に係る契約について適用し、同日前に行った公告又は指名通知に係る契約については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

前払金請求書

年 月 日

（宛先）入間市長

請求者（受注者） 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

入間市建設工事前金払取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により、次の工事等について、前金払による前払金を請求します。

前 払 金 請 求 額	円
工 事（業 務）名	
契 約 締 結 日	年 月 日
工期（履行期間）	年 月 日から 年 月 日まで
請負（委託）代金額	円

※ 添付書類 保証事業会社と締結した保証契約に係る保証証書

振込口座

振込先 （受注者）	金融機関名	銀行・信用金庫 店 農業協同組合
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義	

検収日 年 月 日	検収印
担 当	
職氏名	

様式第 2 号（第 7 条関係）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

（宛先）入間市長

届出者（受注者） 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

入間市建設工事前金払取扱要綱第 7 条の規定により、次の工事について、中間前金払による支払を選択しますので、次のとおり届け出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負契約額	円
備 考	

様式第 3 号（第 8 条関係）

中間前金払の認定に係る申出書

年 月 日

（宛先）入間市長

申出者（受注者） 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

入間市建設工事前金払取扱要綱第 8 条の規定により、次の工事について、中間前金払による支払の認定を受けたいので、次のとおり申し出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負契約額	円
備 考	

※ 添付書類 工事履行報告書（様式第 4 号）及び工程表

様式第4号（第8条関係）

工事履行報告書

作成日 年 月 日

工事名			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
月 別	予 定 工 程 (%) []は工程変更後	実 施 工 程 (%) []は予定工程との差	備 考
年 月	%[]%	%[+ ・ -]%	
年 月	%[]%	%[+ ・ -]%	
年 月	%[]%	%[+ ・ -]%	
年 月	%[]%	%[+ ・ -]%	
年 月	%[]%	%[+ ・ -]%	
年 月	%[]%	%[+ ・ -]%	
年 月	%[]%	%[+ ・ -]%	
年 月	%[]%	%[+ ・ -]%	
年 月	%[]%	%[+ ・ -]%	
年 月	%[]%	%[+ ・ -]%	
年 月	%[]%	%[+ ・ -]%	
(その他記入欄)			

注意

- 1 報告は、月報を標準としてください。
- 2 予定工程は、完成までの予定出来高累計を記入してください。
- 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入してください。
- 4 工程表を添付してください。

様式第 5 号（第 9 条関係）

中間前金払の認定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

入間市長

印

年 月 日付で申出のあった中間前金払による支払の認定について、次の
とおり通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負契約額	円
結 果	☐ 認定する （中間前払金支払限度額 円） ☐ 認定しない （理由 ）
備 考	

様式第6号（第10条関係）

中間前払金請求書

年 月 日

（宛先）入間市長

請求者（受注者） 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

入間市建設工事前金払取扱要綱第10条第1項の規定により、次の工事について、中間前金払による中間前払金を請求します。

中間前払金請求額	円
工 事 名	
契 約 締 結 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 契 約 額	円
受領済前払金額	円

※ 添付書類 保証事業会社と締結した保証契約に係る保証証書

振込口座

振込先 (受注者)	金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合 店
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

検収日	年 月 日	検収印
担 当		
職氏名		

様式第7号（第11条関係）

前払金（中間前払金）追加請求書

年 月 日

（宛先）入間市長

請求者（受注者） 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

入間市建設工事前金払取扱要綱第11条第1項の規定により、次の工事等について、前金払（中間前金払）による前払金（中間前払金）を追加請求します。

追 加 請 求 額	円
工 事（業務）名	
契 約 締 結 日	年 月 日
工期（履行期間）	年 月 日から 年 月 日まで
請負（委託）契約額 （変更後）	円
受領済前払金 （中間前払金）額	円

※ 添付書類 保証事業会社と締結した保証契約に係る保証証書

振込口座

振込先 （受注者）	金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合 店
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

検収日	年 月 日	検収印
担 当		
職氏名		